

令和 7 年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

久 留 米 市

目 次

ごみ処理

1. 計画収集区域及び計画収集人口	1
2. 令和7年度ごみの排出量及び処理量（見込み）	2
3. 久留米地域（田主丸地域除く）	3
4. 田 主 丸 地 域	1 2
5. 許可業者一覧表	1 8
6. ごみ処理の主体と方法	2 2

計画策定の基本的な考え方（ごみ処理）

久留米市における一般廃棄物（ごみ）の処理は、市域内処理を行っている。例外的に田主丸地域については、久留米市合併前から加入していた一部事務組合で引き続き、処理を行っている。そのため、田主丸地域における分別の種類、収集方法等も異なっており、地域ごとの計画を併記して、令和7年度久留米市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画とする。

1 計画収集地域及び計画収集人口

令和7年1月1日現在

久留米	地 域	人 口	世帯数
	久留米（田主丸除く）	282,158人	135,695世帯
	田主丸	18,041人	7,576世帯
	合 計	300,199人	143,271世帯

久留米市



3 久留米地域（田主丸地域除く）一般廃棄物処理実施計画

（１）処理できる一般廃棄物の種類

① 家庭系一般廃棄物（ごみ）

ア．燃やせるごみ

宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターのごみ処理施設で焼却可能な物

イ．燃やせないごみ

日常生活に伴って排出されるガラス製品、陶磁器製品、電化製品等の燃やせない物

ウ．資源物

空カン、空ビン、ペットボトル、小金属・小型家電、容器包装プラスチック

エ．古紙・布類

新聞、雑誌類等の古紙及び古布類

オ．有害ごみなど

乾電池、蛍光灯等の水銀を使用している可能性のある物

カ．粗大ごみ

家庭電気製品【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）及び資源有効利用促進法に基づくパソコンは除く。】、自転車、布団、金属類、家具類等

キ．犬、猫等の死体

② ①以外の一般廃棄物（ごみ）

ア．道路・河川敷等清掃ごみ

クリーンパートナーなど、市民の奉仕活動による公共の場所での清掃で生じた一般廃棄物で、市長が処理を必要と認める物

イ．不法投棄ごみ

公共の場所等に不法に投棄された一般廃棄物（ごみ）で、市長が処理を必要と認める物

ウ．その他のごみ

環境衛生保全上、市長が処理を必要と認める物

③ 事業系一般廃棄物

■宮ノ陣クリーンセンター

焼却可能な物（粗大ごみを含む）、資源物（空カン、空ビン、ペットボトル）で市が行う処理に支障が生じない物

■上津クリーンセンター

焼却可能な物（粗大ごみを含む）及び機密文書で、市が行う処理に支障が生じ

ない物

(2) 処理区域

久留米市のうち、田主丸地域を除いた区域

(3) 市が収集する家庭系一般廃棄物の種類（分別）

- ① 市民は日常の家庭生活から発生する一般廃棄物（ごみ）を次の種類に分別して排出し、市長は生活環境の保全上支障がないように収集、運搬及び処分を行う。

ただし、指示どおりに排出していない物（市が指定する袋及び収集容器以外で排出された物等）は収集しない。

ア．燃やせるごみ

日常生活に伴って生じた厨芥類、草や落ち葉、紙くず及び皮革製品並びにこれらと質・量的に同等の物で、「久留米市指定袋」に入る物

イ．燃やせないごみ

日常生活に伴って排出されるガラス製品、陶磁器製品、電化製品等の燃やせない物並びにこれらと質・量的に同等の物で、「久留米市指定袋」に入る物

ウ．資源物

日常生活に伴って生じた飲食用の空カン類、空ビン類、ペットボトル、小金属・小型家電で、市が指定する容器に入る物

容器包装プラスチックについては、透明・半透明の袋に入る物

エ．古紙・布類

新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック等の古紙及び衣類等の古布類

オ．有害ごみなど

乾電池、蛍光灯等の水銀を使用している可能性のある物

カ．粗大ごみ

家庭電気製品【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）及び資源有効利用促進法に基づくパソコンは除く。】、自転車、布団、金属類、家具類等の指定袋に入らない大きさの物

キ．犬、猫等の死体

公共の場所の犬、猫等の死体、及び占有者の土地又は建物内の犬、猫等の死体で自ら処理することが困難な物

- ② ①以外の一般廃棄物（ごみ）の収集は、次のとおりとする。

環境衛生保全上、市長が必要と認める物

(4) 集積所

市が収集する家庭系一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみを除き、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市長が定める方法により、あらかじめ届け出

た場所を集積所として計画的な収集を行う。なお、集積所については、「ごみ集積所設置要綱」及び「共同住宅及び宅地開発における集積所設置要綱」に定める基準に基づき、設置するものとする。

(5) 事業系一般廃棄物

事業活動によって発生した一般廃棄物（ごみ）の処理は、当該事業者自らが行うことを原則とするが、自己処理が困難な場合は次に定めるとおりとする。

① 家庭系一般廃棄物とみなす物

小規模事業所において生じた物で市が行う処理に支障が生じない物

ア．燃やせるごみ

その地区の収集日に排出しようとするごみの量が、1回の排出につき常に家庭用指定袋の大型2袋以内の場合（集積所への登録が必要）

イ．資源物

空カン、空ビン、ペットボトル、容器包装プラスチックなどの資源物は、1回の排出につき常に家庭用指定袋の大型2袋以内の場合。また、古紙・布類は1回の排出につき常に10kg以内の場合（集積所への登録が必要）

② ①以外で、市の許可業者へ委託する物

市長は運搬すべき場所、方法等の必要な措置をとるよう指示ができる。

(6) 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現状の体制で能力が充足しているため、原則として新規の許可を行わない。

ただし、能力が不足する場合はこの限りではない。

(7) 一般廃棄物の処理計画及び処理主体・方法

一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理見込み量、並びに収集、運搬及び処理の主体・方法は11ページ及び22ページのとおりに計画する。

(8) 2R（発生抑制・再使用）＋R（再資源化）の推進

① 18種分別収集

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく「容器包装プラスチック」を加えた分別収集を実施し、焼却ごみの減量と更なるリサイクルに取り組む。

なお、ごみ集積所登録制度や分別推進員（廃棄物減量等推進員）制度も継続し、18種分別収集制度の効果的運用を図る。

② 有料指定袋制度

排出者に処理費用の応分の負担を求めると同時に、減量・リサイクルを目指し、家庭系は「燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用」を大、小、特小の3サイズ、事業系は「燃やせるごみ専用」大、小の2サイズを使用する指定袋制度を実施する。

③ 啓発広報活動

ごみカレンダーやごみ分別辞典、広報チラシ等の冊子及び市のホームページ、LINEによる既存媒体に加え、ごみ分別アプリを活用することでの分別排出の周知啓発や、各校区担当者を中心に分別推進員（廃棄物減量等推進員）によるごみ集積所での指導啓発を継続的に実施する。また、良好な環境の保全と創造に関する学習、活動、情報発信の拠点として宮ノ陣クリーンセンター内の環境交流プラザを活用するほか、環境部で作成したYouTube等の動画を活用した啓発活動を引き続き実施する。

④ 食品ロスの削減

リデュース（排出抑制）推進施策として、福岡県との協働で食品ロス削減運動に取り組む県民・事業者への「食べ物余らせん隊」活動や「3010（さんまるいちまる）運動」の普及啓発に努めるとともに、スーパー等で賞味期限が短い食品から購入を促す「てまえどりキャンペーン」を引き続き実施する。

⑤ 脱プラスチックの推進

令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、令和5年度にプラスチック製品の分別収集についての実証実験を行い、プラスチック製品の排出量の変化や収集体制、中間処理の課題などを確認した結果を踏まえ、引き続き収集、処理に関する課題等の精査や先進自治体の調査等をしていく。

セブンイレブン店頭でのペットボトル回収について、回収したペットボトルを再度ペットボトルに再生品化させる、いわゆる「ボトル To ボトル」によるリサイクルを推進する。

令和6年度に実施した「イベントエコステーション実証実験」の検証を踏まえ、実施可能なイベント等に分別リサイクルの協力依頼、広報啓発に取り組み、来客の排出するごみをステーションに廃棄・適切な分別を行うように誘導し、再資源化活動に関する市民意識の向上を図る。

家庭系特小型指定袋ばら売りの販売店拡大を進め、市民にレジ袋として利用と、ごみの排出に使用してもらうことで、脱プラ、ごみ減量を進める。

また、来店客が持参するマイボトルやタンブラー等でコーヒーやお茶等の飲料の提供が可能な店舗を登録する「マイボトル推奨店」を引き続き実施する。

⑥ リユース（再使用）の推進

リユース（再使用）推進施策として、宮ノ陣クリーンセンターの環境交流プラザで、家庭で不用になった物を無償で譲り受け、再利用を希望する市民に低額で販売する事業（宝の市）を実施し、併せて3R推進事業（サンデーリサイクル）による市民啓発も実施する。リユース事業を手掛ける民間企業と連携し、手軽にリユースできるポータルサイトの活用を進める。市のホームページなどでリユースショップの紹介や売買方法等を市民へ情報提供を行い、まだ使える不用品について利活用の推進を図る。

⑦ 自家処理用器具購入費助成

家庭ごみの約30%を占めるといわれる生ごみの減量のため、各家庭で使用する電動式生ごみ処理機の購入費助成を行うとともに、有用資源である剪定枝や落葉などの

自己処理を進めるため、家庭用剪定枝粉碎機の購入助成を実施する。

なお、家庭用電動式生ごみ処理機の購入利用者を対象に、堆肥として使いきれない乾燥生ごみを回収し、それを使ってできた野菜と交換する「乾燥生ごみ活用事業」も実施する。

⑧ 生ごみリサイクル支援の推進

生ごみリサイクル支援のため「生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業」を推進する。生ごみ堆肥化の有識者をアドバイザーとして保育園、小学校、及び地域コミュニティ団体や職場等へ派遣し、より効果的な生ごみリサイクルや堆肥を利用した野菜づくりの講習・指導を行う。令和7年度からは若年層や親子向けの講習会を充実させることでさらなる学びの機会を広げ、生ごみリサイクルを進める。

⑨ 廃食用油リサイクルの促進

家庭から排出される天ぷら油などの廃食用油を各校区の環境衛生連合会等で回収し、飼肥料の原材料やボイラー燃料として活用するため、廃食用油リサイクルの促進を図る。

⑩ 資源物回収活動の奨励

地域の自治会、子ども会等各種団体で行われている資源回収活動に対して、その回収数量や活動回数に応じた奨励金を交付し、資源物回収団体の活動を支援する。

なお、近年の少子化や、資源物売却価格の低迷・逆有償化等の影響により、活動団体数等は減少傾向であるが、行政回収へ出される資源ごみが増えることを防ぎ、資源の有効利用や環境教育さらには地域コミュニティの活性化のためにも、地域等での登録と活動を促していく。

資源物の行政回収を補完するため、民間施設で資源物を回収している拠点を、市民に周知するため、市ホームページなどによる広報を行う。

⑪ 事業系ごみ減量対策の実施

ア. ごみ減量リサイクルモデル事業所の認定制度の実施

ごみ減量リサイクルに関する取り組みが非常に優れ、他の事業所の模範となる事業所を認定している。「久留米環境基本計画」改定に合わせ、環境共生都市づくり協定への移行等を検討する。

イ. 事業系古紙リサイクル奨励事業の実施

事業系ごみの約半分が古紙類といわれており、これらのリサイクルを支援する施策として、複数の事業所が協同して継続的に古紙リサイクルに取り組むことに対し、奨励金交付による支援事業を継続して実施する。

ウ. 宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターでの搬入チェック

許可業者及び事業者等が搬入するごみの内容物をチェックするなど、搬入時の監視指導を実施し、排出事業所に対する排出抑制と適正処理の指導、協力要請を行うとともに、産業廃棄物・資源物等の混入や域外ごみの流入防止を図る。

エ. 機密文書リサイクル事業

紙類の機密文書を上津クリーンセンター敷地内に設置されている大型シュレッダー施設を用いて粉砕し、紙類リサイクル促進と事業系ごみ減量を図る。

オ. 再生資源化施設の活用

食品残渣や木くず等について、再生資源化施設の活用を推進し、リサイクルの促進を図る。

⑫ 小型家電回収によるレアメタルリサイクルの推進

拠点での専用ボックスでの回収と月2回の資源物収集日に小金属・小型家電の回収容器で分別収集を実施する。

令和6年度には小型家電回収ボックスを中央図書館に新たに設置し、市民の利便性の向上を図った。また、宮ノ陣クリーンセンターにおいて、燃やせないごみからのピックアップ回収も行い、レアメタルのリサイクルを進める。

令和3年度にパソコンリサイクルについて「リネットジャパン」と協定を締結しており、新たなリサイクルルートとしての周知を図る。

(9) 産業廃棄物及び区域外廃棄物の搬入規制に関する施策

排出事業者及び市の許可業者が産業廃棄物や処理区域外で発生した廃棄物を宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターに搬入した場合は、当該業者に対し同施設の適正な業務を確保するため、必要な行政指導等を実施していく。

(10) 中間処理施設

焼却処理については、宮ノ陣クリーンセンターと上津クリーンセンターとの南北2ヶ所での処理体制とし、両施設とも焼却処理後の灰については、焼却灰はセメント工場へ運搬しセメント原料化、ばいじんについてはセメント固形化後埋立処理を行う。

また、宮ノ陣クリーンセンターの破碎選別施設において、不燃ごみ等を破碎し鉄とアルミを回収し、資源物としてリサイクルを行う。

なお、焼却灰のうち主灰については、埋立て処理せずセメント原料として資源化を図っているが、宮ノ陣クリーンセンターも含めて今後も引き続き実施し、埋立て量の削減に努める。

上津クリーンセンターについては、令和7年3月より本格的に工事着工し、令和10年10月の次期施設稼働開始に向けて工事を進める。

【宮ノ陣クリーンセンター・工場棟概要】

○処理対象物

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

○処理方式

可燃ごみ：ストーカ炉で焼却処理（焼却灰はセメント工場へ運搬しセメント原料化、ばいじんについてはセメント固形化後埋立処理）

不燃ごみ等：破碎選別処理

○処理能力

ストーカ炉：163 t／日（81.5 t／24 h×2 炉）

不燃物・金属の破碎選別処理設備：28 t／5 h

【宮ノ陣クリーンセンター・リサイクル棟概要】

○処理対象物

空カン、空ビン、ペットボトル、小金属・小型家電、容器包装プラスチック

○処理機能

選別・圧縮・梱包・保管など

○処理能力

22.5 t／5 h（空カン4 t／5 h、空ビン10 t／5 h、ペットボトル3.5 t／5 h、容器包装プラスチック5 t／5 h）

【上津クリーンセンター施設概要】

○処理対象物

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む）

○処理方式

可燃ごみ：ストーカ炉で焼却処理（焼却灰はセメント工場へ運搬しセメント原料化、ばいじんについてはセメント固形化後埋立処理）

○処理能力

ストーカ炉：300 t／日（100 t／24 h×3 炉）

（１１）中間処理施設における受入基準

中間処理施設への搬入条件及び搬入を禁止するものは「久留米市廃棄物（ごみ）受入基準」に定める。

（１２）最終処分場

① 旧高良内埋立地の跡地整備

旧高良内埋立地は平成12年3月末をもって一切の埋め立てを終了し、平成14年度に跡地の整地工事を完了した後、廃棄物処理法上の終了届を提出した。

今後、同法に定める廃止届提出までの間、共同命令等を遵守しながら跡地の適正な維持管理を実施していく。また、将来の本格的な跡地活用については、地元住民の意向等を踏まえて今後検討していく。

② 杉谷埋立地

杉谷埋立地の第一処分場、第二処分場の継続的に安定的な最終処分を実施していく。

【杉谷埋立地施設概要】

○建設場所 高良内町 1789-1

○施設の種類 一般廃棄物最終処分場

○安全性の確保

- ・埋立物の安全性：灰固形化施設によりセメント固化及び薬剤処理を行い、固化灰からの重金属の溶出を防止する。
- ・施設の安全性：しゃ水シートなどの特に安全性に関わる施設は、施工時点で可能な限りの最高水準、最新技術を導入し、より安全な施設を建設した。
- ・安全監視体制の：地元住民と有識者で組織された二つの「安全監視体制」により、確立 埋立地の安全性確保に努める。

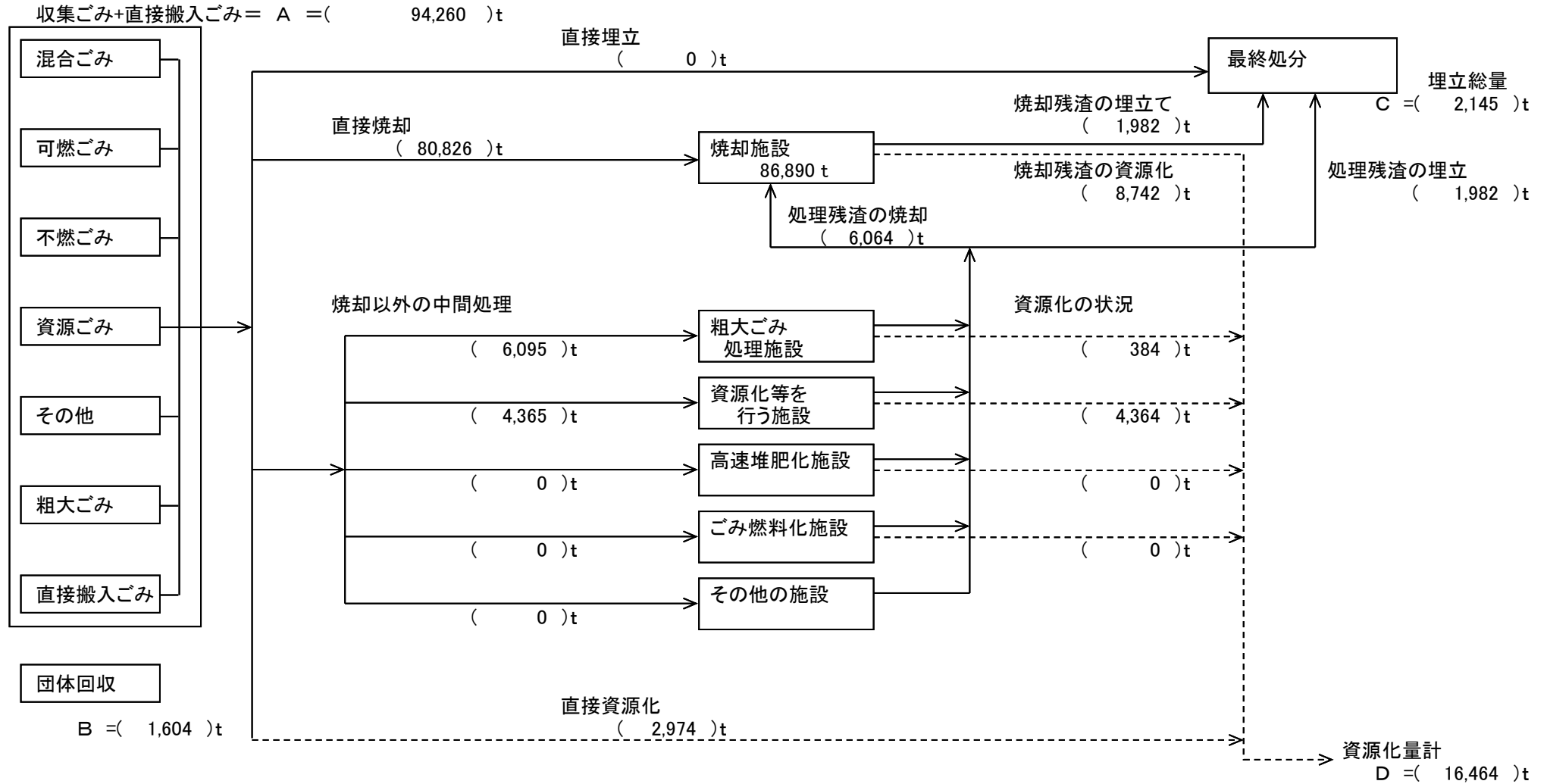
○施設規模（概数）

埋立面積 12,300 m²

埋立容量 204,000 m³

令和7年度ごみの排出量及び処理量(見込み)

久留米地域(田主丸除く)



4 田主丸地域一般廃棄物処理実施計画

(1) 処理できる一般廃棄物の種類

① 家庭系一般廃棄物（ごみ）

ア．燃やせるごみ

うきは久留米環境施設組合のごみ処理施設で受け入れ可能な物

イ．資源物等

日常生活に伴って排出される空カン、空ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他のプラスチック、小型家電、その他の資源物、乾電池類、有害ごみ、危険ごみ、特定品目（少量のブロック、レンガ、瓦）など

ウ．古紙・布類

新聞、雑誌類の古紙及び布類

エ．粗大ごみ

家庭電気製品【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）及び資源有効利用促進法に基づくパソコンは除く。】、自転車、布団、金属類、家具類等

オ．犬、猫等の死体

② ①以外の一般廃棄物（ごみ）

ア．道路・河川敷等清掃ごみ

クリーンパートナーなど、市民の奉仕活動による公共の場所での清掃で生じた一般廃棄物で、市長が処理を必要と認める物

イ．不法投棄ごみ

公共の場所等に不法に投棄された一般廃棄物（ごみ）で、市長が処理を必要と認める物

ウ．その他のごみ

環境衛生保全上、市長が処理を必要と認める物

③ 事業系一般廃棄物

うきは久留米環境施設組合のごみ処理施設で処理可能な物で、市が行う処理に支障が生じない物

(2) 処理区域

久留米市田主丸地域全域

(3) 市（田主丸地域）が収集する家庭系一般廃棄物の種類（分別）

① 市民は日常の家庭生活から発生する一般廃棄物（ごみ）を次の種類に分別して排出し、市長は生活環境の保全上支障がないように収集、運搬及び処分を行う。

ただし、指示どおりに排出していない物（市が指定する袋及び収集容器以外で排出

された物等）は収集しない。

ア．燃やせるごみ

日常生活に伴って生じた厨芥類、草や落ち葉、紙くず及び皮革製品並びにこれらと質・量的に同等の物で、「久留米市指定袋」に入る物

イ．資源物等

日常生活に伴って排出される空カン、空ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他のプラスチック、小型家電、その他の資源物、乾電池類、有害ごみ、危険ごみなどは、市が指定する容器に入れる。

なお、特定品目（少量のブロック、レンガ、瓦）は指定袋に入れて出す。

ウ．古紙・布類

新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック等の古紙及び衣類等の布類

エ．粗大ごみ

家庭電気製品【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）及び資源有効利用促進法に基づくパソコンは除く。】、自転車、布団、金属類、家具類等の指定袋や指定する容器に入らない大きさの物

オ．犬、猫等の死体

公共の場所の犬、猫等の死体、及び占有者の土地又は建物内の犬、猫等の死体で自ら処理することが困難な物

② ①以外の一般廃棄物（ごみ）の収集は、次のとおりとする。

環境衛生保全上、市長が必要と認める物

（４）集積所

市が収集する家庭系一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみを除き、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市長が定める方法により、あらかじめ届け出た場所を集積所として計画的な収集を行う。なお、集積所については、「ごみ集積所設置要綱」及び「共同住宅及び宅地開発における集積所設置要綱」に定める基準に基づき、設置するものとする。

（５）事業系一般廃棄物

事業活動によって発生した一般廃棄物（ごみ）の処理は、当該事業者自らが行うことを原則とするが、自己処理が困難な場合は次に定めるとおりとする。

① 家庭系一般廃棄物とみなす物

小規模事業所において生じた物で市が行う処理に支障が生じない物

ア．燃やせるごみ

その地区の収集日に排出しようとするごみの量が、１回の排出につき常に家庭用指定袋の大型で２袋以内の場合（集積所への登録が必要）

イ．資源物

その地区の収集日に排出しようとするごみが、市（田主丸地域）の指定する容

器に入る物（空カン、空ビン等）（集積所への登録が必要）

② ①以外で、市（田主丸地域）の許可業者へ委託する物

市長は運搬すべき場所、方法等の必要な措置をとるよう指示ができる。

（６）一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現状の体制で能力が充足しているため、原則として新規の許可を行わない。

ただし、能力が不足する場合にはこの限りではない。

（７）一般廃棄物の処理計画及び処理主体・方法

一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理見込み量、並びに収集、運搬及び処理の主体・方法は１７ページ及び２３ページのとおり計画する。

（８）２Ｒ（発生抑制・再使用）＋Ｒ（再資源化）の推進

① 啓発活動の充実

地域婦人会、環境衛生連合会等を対象にごみ処理施設見学を実施、田主丸地域内の小学４年生以上を対象に出前講座及び耳納クリーンステーションの見学を行っていく。

市民に対してはごみ分別辞典（田主丸地域版）や広報紙及び市のホームページ、LINEやごみ分別アプリ等により、ごみ減量・リサイクルに関する情報の提供を行う。さらに、環境部で作成したYouTube等の動画を積極的に活用した教育啓発活動を実施する。

ア．広報活動

- ・分別辞典（田主丸地域版）、広報紙
- ・ごみカレンダー、ポスターの配布活用
- ・環境部作成動画の活用

イ．ごみ減量・リサイクル活動

- ・地域婦人会などの学習会での指導・講演
- ・学校教育現場でのごみ・環境問題の出前講座の実施

② 有料指定袋制度

排出者に処理費用の応分の負担を求めると同時に、減量・リサイクルを目指し、家庭系は「燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用」を大、小、特小の３サイズを使用する指定袋制度を実施する。

※なお、事業系「燃やせるごみ専用」の指定袋制度については、一部事務組合の処理手数料制度が従量徴収のため導入していない。

③ 食品ロスの削減

リデュース（排出抑制）推進施策として、福岡県との協働で食品ロス削減運動に取り組み県民・事業者への「食べ物余らせん隊」活動や「３０１０（さんまるいちまる）運動」の普及啓発に努めるとともに、スーパー等で賞味期限が短い食品から購入を促す「てまえどりキャンペーン」を引き続き実施する。

④ 脱プラスチックの取組み

令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、脱プラスチック・海洋プラスチックごみ削減を目的とした事業を展開する。

家庭系特小型指定袋ばら売りの販売店拡大を進め、市民にレジ袋として利用と、ごみの排出に使用してもらうことで、脱プラ、ごみ減量を進める。

また、来店客が持参するマイボトルやタンブラー等でコーヒーやお茶等の飲料の提供が可能な店舗を登録する「マイボトル推奨店」を引き続き実施する。

⑤ 廃食用油リサイクルの促進

家庭から排出される天ぷら油などの廃食用油は、田主丸地域各校区の環境衛生連合会を中心として回収され、回収業者にて石けんや軽油代替燃料などに再生し、再利用する。この施策を継続することにより、廃食用油リサイクルの促進を図る。

⑥ 自家処理用器具購入費助成

家庭ごみの約30%を占めるといわれる生ごみの減量のため、各家庭で使用する電動式生ごみ処理機の購入費助成を行うとともに、有用資源である剪定枝や落葉などの自己処理を進めるため、家庭用剪定枝粉碎機の購入助成を実施する。

なお、家庭用電動式生ごみ処理機の購入利用者を対象に、堆肥として使いきれない乾燥生ごみを回収し、それを使ってできた野菜と交換する「乾燥生ごみ活用事業」も実施する。

⑦ 生ごみリサイクル支援の推進

生ごみリサイクル支援のため「生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業」を推進する。生ごみ堆肥化の有識者をアドバイザーとして保育園、小学校、及び地域コミュニティ団体や職場等へ派遣し、より効果的な生ごみリサイクルや堆肥を利用した野菜づくりの講習・指導を行う。令和7年度からは若年層や親子向けの講習会を充実させることでさらなる学びの機会を広げ、生ごみリサイクルを進める。

⑧ 資源化・再生利用計画

金属類などは再資源化施設で破碎後、磁選機により回収し再生する。

⑨ 小型家電回収によるレアメタルリサイクルの推進

「小型家電リサイクル法」に基づき、専用ボックスでの回収及び資源物などの日に分別収集を行い、認定業者を通じてレアメタルのリサイクルを進める。

⑩ 資源物回収活動の奨励

地域の子ども会等各種団体で行われている資源回収活動に対して、その回収数量や活動回数に応じた奨励金を交付し、資源物回収団体の活動を支援する。

なお、近年の少子化等の影響により、活動団体数等は減少傾向であるが、資源の有効利用や環境教育さらには地域コミュニティの活性化のためにも、自治会単位での登録と活動を促していく。

⑪ 再生資源化施設の活用

食品残渣や木くず等について、再生資源化施設の活用を推進し、リサイクルの促進を図る。

(9) 環境施設組合について

久留米市田主丸地域から排出される一般廃棄物については、久留米市うきは市で構成する「うきは久留米環境施設組合」の耳納クリーンステーションにて中間処理を行う。

① 燃やせるごみ（RDF化施設への搬入）

燃やせるごみは、ごみ固形燃料（RDF）化処理を行い、できたごみ固形化燃料については、全量逆有償にて、大牟田リサイクル発電所へ搬入し、焼却される際の熱を発電に利用する。

RDF不適物については、セメント工場にて熱利用を行い、焼却灰については、セメントの原料として再生利用を行う。

② 資源物等及び粗大ごみ（リサイクルプラザへの搬入）

市の委託業者が収集した資源物等及び粗大ごみをリサイクルプラザへ搬入する。

プラザ内の破碎・選別ラインでそれぞれの鉄・アルミを選別、その後、再生工場へ搬出、再資源化する。

不燃性の物は、セメント工場にて焼成材として再利用し、焼却灰については、セメントの原料として再生利用を行う。

残りは可燃ごみ処理を経てごみ固形燃料（RDF）化処理を行う。

(10) 産業廃棄物及び区域外廃棄物の搬入規制に関する施策

排出事業者及び市の許可業者が産業廃棄物や処理区域外で発生した廃棄物を耳納クリーンステーションに搬入した場合は、当該業者に対し同施設の適正な業務を確保するため、必要な行政指導等を実施していく。

(11) 中間処理施設

① 処理施設の概要

一般廃棄物の種類	施設名称	所在地	処理方式	処理能力
燃やせるごみ (粗大ごみを含む)	耳納クリーン ステーション	うきは市 吉井町富永 2015	ごみ固形 燃料化	61 t /14 h
資源物等 (粗大ごみを含む)			破碎処理 機械選別	18 t /5 h

② 再生物処理の方法

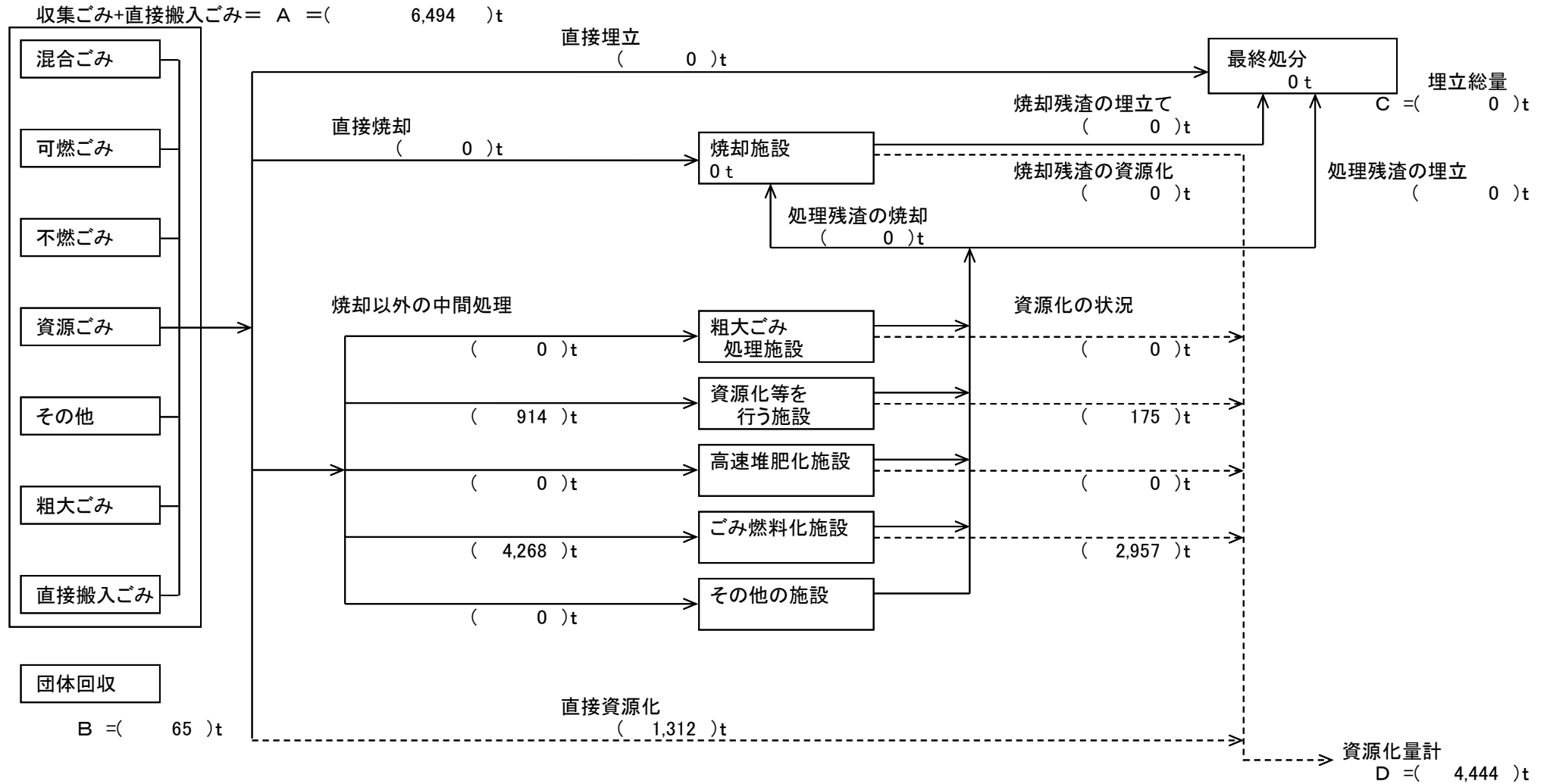
ア. ごみ固形燃料は全量再利用

イ. 焼却灰全量再利用

※分別種類の「特定品目」については、宮ノ陣クリーンセンターにて処理

令和7年度ごみの排出量及び処理量(見込み)

田主丸地域



一般廃棄物処理業許可業者名簿 久留米市(田主丸町を除く。)区域

収集運搬

令和7年4月1日現在

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類			
								事業系			家庭系
					郵便番号	事業所住所	連絡先	燃やせる ごみ	空カン・ビン ペットボトル	感染性 一廃	
1001	㈱アタック	830-0062	荒木町白口1547番地1	21-1934	830-0062	福岡県久留米市荒木町白口1547番地1	21-1934	◎	◎		◎
1002	㈸荒巻商店	839-0825	善導寺町島783番地1	47-5281	839-0825	福岡県久留米市善導寺町島1043番地2	47-5281	◎	◎		◎
1005	㈸石橋商事	830-0207	城島町城島637番地5	62-6793	831-0023	福岡県大川市大字下牟田口906番地	(0944) 88-1386	◎			
1006	栄光産業㈱	839-0821	太郎原町1539番地3	45-3077	839-0821	福岡県久留米市太郎原町1539番地3	45-3077	◎	◎		◎
1007	栄和産業㈱	830-0038	西町1091番地8	35-4443	830-0038	福岡県久留米市西町1091番地8	35-4443	◎	◎	◎	◎
1008	㈸エコアシスト	830-0111	三潴町西牟田字穴田5327番1	54-6151	830-0111	福岡県久留米市三潴町西牟田5251番地	54-6151	◎	◎		
1009	㈱エコクリーン	830-0045	小頭町3番地21	32-1765	838-0213	福岡県朝倉郡筑前町安野195番地1	(0946) 42-6000	◎	◎		◎
1011	㈸大津紙源	839-0809	東合川3丁目7番7号	44-9013	834-0024	福岡県八女市津江226番地5	(0943) 24-2123	◎	◎		◎
1012	㈱紙資源	830-0213	城島町江上248番地	62-3710	812-0051	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号	(092) 651-8870	◎			◎
1013	㈸キタエイ	830-1121	北野町十郎丸1783番地	78-3659	830-1121	福岡県久留米市北野町十郎丸1783番地	78-3659	◎	◎		◎
1014	木下緑化建設㈱	839-1222	田主丸町志塚島219番地1	(0943) 72-3021	815-0075	福岡市南区長丘三丁目13番27号	(092) 551-0877	木くず・草			
1015	九州クリーンシステム㈱	830-0021	篠山町6-403ブリヂストンガーデン	35-1176	830-0021	福岡県久留米市篠山町6-403ブリヂストンガーデン	35-1176	◎	◎		
1016	㈸九州興産	830-0051	南四丁目30番18号	22-2966	830-0051	福岡県久留米市南四丁目30番18号	22-2966	◎	◎		◎
1017	㈸九州ダストサービス	839-0825	善導寺町島682番地の1	47-2156	839-0825	福岡県久留米市善導寺町島682番地の1	47-2156	◎	◎		
1018	㈱九州北部サービス	830-0046	原古賀町21番地15	46-5556	819-1571	福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号	(092) 323-8898	◎	◎		◎
1019	九州ビルサービス㈱	830-0048	梅満町高海1650番地11	34-3131	830-0048	福岡県久留米市梅満町高海1650番地11	34-3131	◎	◎		
1020	共栄環境開発㈱	839-0806	東合川千出町2番1号	45-3311	836-0057	福岡県大牟田市汐屋町5番地の15	(0944) 52-6732	◎	◎		
1021	㈸クリーンアンドグリーンカンパニー	830-0001	小森野五丁目8番52-2	35-9025	841-0061	佐賀県鳥栖市轟木町1098番地1	82-1953	◎	◎		◎
1022	久留米一般廃棄物処理業協同組合	830-0047	津福本町2348番地28	38-8001	830-0047	福岡県久留米市津福本町2348番地28	38-8001	◎	◎		
1024	㈱幸栄産業	839-0851	御井町1798-2	43-0505	839-0851	福岡県久留米市御井町1798-2	43-0505	◎	◎		◎
1025	㈸国土環境美装	830-0063	荒木町荒木681番地1	27-3769	830-0063	福岡県久留米市荒木町荒木681番地1	27-3769	◎	◎		◎
1026	サカイ工業㈱	830-0116	三潴町清松378番地の1	64-3881	830-0116	福岡県久留米市三潴町清松378番地の1	64-3881	◎			◎
1027	酒見建設㈱	830-0027	長門石一丁目11番3号	34-8807	830-0027	福岡県久留米市長門石一丁目11番3号	34-8807	◎	◎		◎
1028	三英ビル管理㈱	839-0862	野中町434番地の3	45-2818	839-0862	福岡県久留米市野中町434番地の3	45-2818	◎	◎		
1029	㈱サンテン都市開発	830-0064	荒木町藤田1352番地9	26-8800	830-0064	福岡県久留米市荒木町藤田1352番地9	26-8800	◎	◎	◎	◎
1030	柴田産業㈱	830-0048	梅満町1246番地の1	32-3857	830-0048	福岡県久留米市梅満町1246番地の1	32-3857	◎	◎		
1031	㈸ショウエイ環境	830-0064	荒木町藤田1079番地1	26-2124	833-0053	福岡県筑後市大字西牟田6352番地1	54-0738	◎	◎		
1032	新生ビルメンテナンス㈱	839-0801	宮ノ陣四丁目30番1号	35-5552	839-0801	福岡県久留米市宮ノ陣四丁目30番1号	35-5552	◎	◎		◎
1034	㈱西部クリーン	830-0072	安武町安武本2902番地12	48-6464	830-0048	福岡県久留米市梅満町332番地	34-6623	◎	◎		

一般廃棄物処理業許可業者名簿 久留米市(田主丸町を除く。)区域

収集運搬

令和7年4月1日現在

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類			
								事業系			家庭系
					郵便番号	事業所住所	連絡先	燃やせる ごみ	空カン・ビン ペットボトル	感染性 一廃	
1035	㈱大和総業	839-0841	御井旗崎二丁目24番33号	44-7997	839-0841	福岡県久留米市御井旗崎二丁目24番33号	44-7997	◎	◎	◎	◎
1037	㈱高喜	830-0027	長門石1丁目13番1号	37-8707	830-0212	福岡県久留米市長門石町一丁目13番1号	62-5058	◎	◎		◎
1038	田中(歳)商店	839-0822	善導寺町木塚1678番地2	47-1129	839-0822	福岡県久留米市善導寺町木塚1678番地2	47-1129	◎	◎		◎
1040	㈱ツカモト環境資源	839-0801	宮ノ陣5丁目19番95号	31-6656	836-0031	福岡県大牟田市西新町20番地7	(0944) 57-2892	◎	◎		
1043	㈱寺松商店	830-0048	梅満町91-1	35-1847	830-0061	福岡県久留米市津福今町371番地の2	35-2708	◎			
1044	東建工業㈱	830-0046	原古賀町25番地の11	35-4565	830-0046	福岡県久留米市原古賀町25番地の11	35-4565	◎	◎	◎	
1045	東判商事㈱	830-0035	東和町2番地1	39-0255	830-0035	福岡県久留米市東和町2番地1	39-0255	◎	◎		◎
1046	㈱成田美装センター	839-0853	青峰一丁目8番17号	44-1030	839-0853	福岡県久留米市青峰一丁目8番17号	44-1030	◎	◎	◎	◎
1047	㈱南都ビル管理社	830-0003	東櫛原町2072番地2	32-4944	830-0003	福岡県久留米市東櫛原町2072番地2	32-4944	◎	◎		
1048	㈱西鉄グリーン土木	830-0003	東櫛原町81番地4	38-6656	810-0041	福岡市中央区大名一丁目4番1号	(092) 720-6820	◎	◎		
1049	西日本管財㈱	830-0003	東櫛原町2608番地の7	32-5630	830-0003	福岡県久留米市東櫛原町2608番地の7	32-5630	◎	◎	◎	
1051	㈱野村商会	830-0048	梅満町292番地8	35-7900	830-0048	福岡県久留米市梅満町292番地8	35-7900	◎	◎		
1053	㈱馬場市助商店	839-0863	国分町1512番地6	21-4838	834-0024	福岡県八女市津江200番地の1	(0943) 23-4683	◎	◎		◎
1054	浜田環境サービス	839-0809	東合川3丁目12番31号	44-3102	839-0809	福岡県久留米市東合川3丁目12番31号	44-3102	◎	◎		◎
1055	㈱福岡クリーンマスター	830-0048	梅満町1532番地	35-8757	830-0048	福岡県久留米市梅満町1532番地	35-8757	◎	◎		
1056	福岡県南産業廃棄物協同組合	830-0206	城島町六町原473番地1	62-3500	830-0206	福岡県久留米市城島町六町原473番地1	62-3500	◎	◎		◎
1057	㈱フクナン開発	830-0062	荒木町白口1602番地	26-0755	830-0062	福岡県久留米市荒木町白口1602番地	26-0755	◎	◎		◎
1058	藤商事㈱	830-0051	南二丁目20番3号	21-6375	830-0051	福岡県久留米市南二丁目20番3号	21-6375	◎	◎		◎
1059	㈱フチガミ	830-0047	津福本町2300番地10	38-5283	830-0047	福岡県久留米市津福本町2300番地10	38-5283	◎	◎		◎
1060	㈱ヘリオスコーポレーション	830-0044	本町3番地の6	35-7238	830-0044	福岡県久留米市本町3番地の6	35-7238	◎	◎		
1061	㈱星野産業	830-0015	蜷川町7番地9口マネスク通町101号	37-8480	838-0106	福岡県小郡市三沢2678番地の9	75-2898	◎			◎
1062	誠環境㈱	830-0043	松ヶ枝町20番地3	39-0962	830-0043	福岡県久留米市松ヶ枝町20番地3	39-0962	◎			
1063	㈱ミクニワークス	830-0021	篠山町381番地1	37-0035	306-0214	茨城県古河市高野905番地の1	(0280) 92-3555	◎			
1064	㈱みづま管理社	830-0111	三瀬町西牟田4405番地の3	53-0329	830-0111	福岡県久留米市三瀬町西牟田4405番地の3	53-0329	◎			◎
1065	㈱ミルステーション	839-0805	宮ノ陣町八丁島1906番地2	33-7675	839-1301	福岡県うきは市吉井町桜井461番地1	(0943) 76-5757	◎	◎		
1066	明星ビルサービス㈱	830-0054	藤光町925番地の23	26-0767	830-0054	福岡県久留米市藤光町925番地の23	26-0767	◎	◎		
1067	㈱室岡商店	830-0073	大善寺町宮本367番地16	27-1238	830-0073	福岡県久留米市大善寺町宮本367番地16	27-1238	◎	◎		◎
1068	㈱八興環境	839-0852	高良内町3168番地4	44-5665	839-0852	福岡県久留米市高良内町3168番地4	44-5665	◎	◎	◎	
1069	㈱八雲商事	830-0063	荒木町荒木3515番地1	27-3843	830-0063	福岡県久留米市荒木町荒木3515番地1	27-3843	◎	◎		◎

一般廃棄物処理業許可業者名簿 久留米市(田主丸町を除く。)区域

収集運搬

令和7年4月1日現在

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類			
								事業系			家庭系
					郵便番号	事業所住所	連絡先	燃やせる ごみ	空きビン ペットボトル	感染性 一廃	
1070	㈱ユーロトランス	830-0001	小森野一丁目11番19号	80-1446	830-1221	福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1938番地2	23-6020	◎			
1072	㈱ヨシダクリーンシステム	830-0223	城島町四郎丸393番地1	62-1325	830-0223	福岡県久留米市城島町四郎丸393番地1	62-1325	◎	◎		◎
1073	吉永商店㈱	830-0074	大善寺町夜明1144番地7	51-3653	834-0122	福岡県八女郡広川町大字一條964番地5	53-2554	◎	◎		◎
1074	66産業㈱	830-0212	城島町江上上324番地	62-6581	830-0212	福岡県久留米市城島町江上上324番地	62-6581	◎	◎		◎
1075	㈱友心	830-1113	北野町中1156番地1	55-4455	830-1113	福岡県久留米市北野町中1156番地1	55-4455				◎
1076	㈱ダイワテクノサービス	830-0047	津福本町121番地1 レンタルルーム花園5号室	33-1366	811-4171	福岡県宗像市葉山一丁目21番地18	(0940) 34-3480				◎

処分

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類
					郵便番号	事業所住所	連絡先	
3014	木下緑化建設㈱	839-1222	田主丸町志塚島字徳間林1-3	(0943) 72-3430	815-0075	福岡市南区長丘三丁目13-27	(092) 551-0877	木くず・草

一般廃棄物処理業許可業者名簿 田主丸町区域

収集運搬

令和7年4月1日現在

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類			
					郵便番号	事業所住所	連絡先	燃やせる ごみ	空カン・ビン ペットボトル	感染性 一廃	家庭系
1002	㈲荒巻商店	839-1223	田主丸町以真恵791番地3	(0943) 73-3688	839-0825	福岡県久留米市善導寺町島1043番地2	47-5281	◎			◎
1003	㈲池内リサイクリング	839-1233	田主丸町田主丸343番地1	(0943) 72-1855	819-0043	福岡県福岡市西区野方一丁目26番20号	(092) 812-3160	◎			◎
1035	㈱大和総業	839-1221	田主丸町上原58番地	(0943) 72-1890	839-0841	福岡県久留米市御井旗崎二丁目24番33号	44-7997	◎			◎
1055	㈱福岡クリーンマスター	839-1221	田主丸町上原58番地	(0943) 73-3662	830-0048	福岡県久留米市梅満町1532番地	35-8757	◎			
1065	㈱ミルステーション	839-1213	田主丸町益生田1229-1	(0943) 73-3579	839-1301	福岡県うきは市吉井町桜井459番地	(0943) 76-5757	◎			

処分

許可 番号	業者名	郵便番号	区域を所管する事務所の所在地	連絡先	主たる事務所(申請者住所)			許可の種類
					郵便番号	事業所住所	連絡先	
3014	木下緑化建設㈱	839-1222	田主丸町志塚島字徳間林1-3	(0943) 72-3430	815-0075	福岡市南区長丘三丁目13-27	(092) 551-0877	木くず・草

ごみ処理の主体と方法（田主丸地域を除く）

区 分		収集運搬の主体	処分の主体と方法
家庭系ごみ ※1	可燃ごみ	市（委託）	市で焼却処理後、埋立処分及び焼却灰のセメント化委託
	不燃ごみ	市（委託）	破碎処理後埋立処分
	粗大	市（委託）	市で焼却処理後、埋立処分及び焼却灰のセメント化委託
			破碎処理後埋立処分
			破碎選別処理後、金属は売却、残渣は市で焼却処理
	資源物	市（委託）	アルミ・スチール選別プレス後売却
			指定法人ルートで再生処理
			金属は売却、小型家電は認定業者へ売却
			収集業者により売却処分
	有害ごみなど	市（委託）	市で専門業者に処分委託
事業系ごみ	可燃ごみ	自己搬入か許可業者	市で焼却処理後、埋立処分及び焼却灰のセメント化委託
			機密文書については、有用資源として再生処理
			再生事業者へ持ち込み、有用資源として再生処理
	不燃ごみ	—	事業者による自己処理 ※一部受入対象物あり
	粗大	自己搬入か許可業者	市で焼却処理後、埋立処分及び焼却灰のセメント化委託
		—	事業者による自己処理
	資源物	自己搬入か許可業者	空カンはアルミ・スチール選別プレス後売却 空ビンとペットボトルは指定法人ルートで再生処理

※1 家庭系ごみにおける片付けや遺品整理等に伴う一時多量ごみの処理において、自己搬入が困難な場合は、市（委託）の特別収集申込みによる収集運搬か許可業者による収集運搬により搬入するものとする。

※2 再生事業者とは、市内の一般廃棄物処理業の許可を有する事業者を指す。なお、市町村間で協議ができていない場合は、市外の一般廃棄物処理業の許可を有する事業者も対象とする。

- ・許可業者については、別紙のとおりとする。
- ・家電リサイクル法の対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）は、排出者自らが指定引取場所まで運搬するか、小売販売店（家電リサイクル協力店）等が収集運搬する。
- ・小型家電リサイクル対象品目（45品目）は、専用ボックス（14ヶ所）回収と、小金属と合わせた分別収集、燃やせないごみからピックアップにて回収を行い、認定業者による引取り及び資源化を行う。

○家庭ごみの収集について

	収集方法	収集回数	集積所数	排出方法
燃やせるごみ	ステーション収集	週2回	8,575箇所	有料（指定袋 大：35円/枚、小：20円/枚 特小：8円/枚）
資源物等	ステーション収集	月2回 ※月1回の地域も有り	2,988箇所	無料（指定回収容器への排出）
古紙・布類	ステーション収集	月2回	2,988箇所	無料
粗大ごみ	戸別収集	月1回	—	有料（310円、630円、1,270円）

ごみ処理の主体と方法（田主丸地域）

区 分		収集運搬の主体	処分の主体と方法
家庭系ごみ ※ 1	可燃ごみ	市（委託）	固形燃料に加工後、発電所及び焼却熱を発電利用する施設へ供給
	資源物等	市（委託）	ビン（３種類）
			再資源化業者へ委託
			その他のビン ガラス類
			再生処理委託
			陶磁器類
			破碎・選別後、可燃は固形燃料に加工後、発電所及び焼却熱 を発電利用する施設へ供給
			容器包装 プラスチック類
			指定法人ルートで再生処理
			ペットボトル
			再生工場にて再利用
			その他の プラスチック類
			再資源化業者へ委託
			カン類
			その他の 金属類
			認定業者へ売却
			その他の 資源物
			再商品化施設で再生処理
			小型家電
			乾電池類
			有害ごみ
			再生処理委託
			危険ごみ
			破碎処理後埋立処分
			特定品目
事業系ごみ	粗大ごみ	市（委託）	破碎・選別後、可燃は固形燃料に加工後、発電所へ供給 不燃は再生処理委託 金属類は、再資源化業者へ委託
	古紙・布類	市（委託）	新 聞
			ダンボール
			雑誌類
			紙パック
			布類
	可燃ごみ	自己搬入か許可業者	固形燃料に加工後、発電所へ供給 再生事業者※２へ持ち込み、有用資源として再生処理
	不燃ごみ	自己搬入	破碎・選別後、可燃は固形燃料に加工後、発電所へ供給 不燃は再生処理委託 金属類は、再資源化業者へ委託
	粗大（大型）ごみ	自己搬入	破碎・選別後、可燃は固形燃料に加工後、発電所へ供給 不燃は処理委託 金属類は、再資源化業者へ委託

※ 1 家庭系ごみにおける片付けや遺品整理等に伴う一時多量ごみの処理において、自己搬入が困難な場合は、市（委託）の特別収集申込みによる収集運搬か許可業者による収集運搬により搬入するものとする。

※ 2 再生事業者とは、市内の一般廃棄物処理業の許可を有する事業者を指す。なお、市町村間で協議ができていない場合は、市外の一般廃棄物処理業の許可を有する事業者も対象とする。

・許可業者については、別紙のとおりとする。

・家電リサイクル法の対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）は、排出者自らが指定引取場所まで運搬するか、小売販売店（家電リサイクル協力店）等が収集運搬する。

・小型家電リサイクル対象品目（25品目）は、総合支所に設置した専用ボックスによる回収及び分別収集を行い、認定業者を通じた資源化を行う。

○家庭ごみの収集について

	収集方法	収集回数	集積所数	排出方法
燃やせるごみ	ステーション収集	週 2 回	457箇所	有料（指定袋大：35円/枚、小：20円/枚 特小： 8円/枚）
資源物等	ステーション収集	月 1 回	113箇所	無料（指定回収容器への排出）
古紙・布類	ステーション収集	月 2 回	136箇所	無料
粗大ごみ	戸別収集	月 1 回	—	有料（310円、630円、1,270円）